



# 住民自治条例制定ニュース

発行：北本市役所 秘書政策室  
〒364-8633 北本市本町1-111  
TEL 048-591-1111(代)FAX048-592-5997  
URL <http://www.city.kitamoto.saitama.jp>

第14号  
発行日 平成19年6月4日

## 意見交換により共通認識を図りました

北本市住民自治条例制定研究懇話会第6回会議を、平成19年5月26日(土)午後1時30分から、文化センター第2研修室で開催しました。

最初に、前回のグループワークの討議内容について、報告書をもとに補足説明や質疑応答を行いました。その中で、条例の目的や趣旨については、「過去、現在、未来を考えて作っていくべきものではないか」、「ビジョンをきちんと決めておくべきではないか」などの意見が出されました。



続いて全体討議に入り、条例制定の目的、タイプ、名称や今後の進め方などについて意見交換を行いました。今回の全体討議は、前回懇話会終了後のリーダー・サブリーダー会議で、各グループの取り組みやスケジュールなどの運営方法について全体で確認すべきという提案を踏まえて行いました。時間の都合上、グループワークについては行わず、次回の懇話会で行うことになりました。



全体討議では、条例制定の目的やどのようなタイプの条例にするか、名称をどうするかなどについて、活発な議論が交わされました。また、懇話会の今後の進め方については、事務局提案として示されたスケジュール案をもとに意見交換を行いました。その中で、「北本市の状況を踏まえた条例にすべき」、「北本市の将来の姿を前文に置き換える」、「名称に『基本』を入れるべき」などの意見が出され、スケジュールについても、「延長したほうが良い」、「任期内でできるような努力すべき」などの意見が出されました。



## 北本市住民自治条例制定研究懇話会第6回会議次第

- 1 開 会
- 2 あ い さ つ
- 3 議 題
  - (1) 第5回懇話会グループワークの報告
  - (2) 全体討議
    - ア 条例制定の目的
    - イ 条例のタイプ
    - ウ 条例の名称
    - エ 懇話会の今後の進め方
  - (3) グループワーク
  - (4) その他
- 4 そ の 他
- 5 閉 会



北本市住民自治条例

検索

北本市のホームページにも  
掲載されています。

### 前回（第5回）懇話会における各グループの討議内容について

#### <議会・行政の責務等について研究するグループ>

この条例の、趣旨、理念、目的を明らかにするために、この条例をなぜ作らなければならないかについて話をしてきました。今回は「今まで行政が行ってきた行為を指定管理者など市民に委託しようとして明らかになった問題」や、「議会と行政の決定の仕方についての問題事例」「民間に委託する場合の行政と民間の役割分担事例」等について話しました。

#### <市民の権利・責務等について研究するグループ>

原則として「合併しないまち」を前文に盛り込んでいる他の自治体の条例や、合併せずに自立政策を展開し、若い世代の転入を促進する施策により子供の人口が増えた自治体の自立（律）宣言等を参考に検討を行いました。次回のグループワークまでに前文の文章について各自が考え、持ち寄ることにしました。

#### <総則・条例制定により波及、関連するものについて研究するグループ>

他の自治体の条例の制定状況や作成手法に関する資料をもとに、住民自治条例の考え方や作成手法について再確認しました。また、前文、キーワード及び目的に関し、委員よりたたき台としての案文が提示され、「理想の北本市像」のキーワードとともに前文に盛り込む内容を検討しました。

次回第7回北本市住民自治条例制定研究懇話会は  
平成19年6月9日（土）午後1時30分から  
北本市文化センター第1研修室で開催いたします。  
会議は公開で行います。傍聴も随時受け付けています。



秘書政策室